

保健に関する教室・相談

※開催日時は、10月15日(水)～11月14日(金)の期間のものを掲載しています。
 ※もぐもぐごっくん教室、すくすく教室、心の健幸相談室は事前に申し込みが必要です。
 (心の健幸相談室は各回の5日前までに予約をお願いします。)

教室・相談	日時	場所	内容	持ち物など	問い合わせ
乳幼児健康相談	11月5日(水) 9:30～11:15	大田原保健センター	計測や 育児相談など	母子健康手帳	子ども幸福課 東 1階 TEL (23) 8634
もぐもぐごっくん 教室	11月6日(木) 9:40～11:10	トコトコ大田原 子ども未来館	離乳食の 進め方など		
すくすく教室	10月17日(金) 9:30～11:30		講話・集団指導		
おたっしやクラブ	10月28日(火) 9:30～11:30	大田原市保健センター	与一いきいき体操 視能訓練士講話	軽い体操が できる服装	高齢者幸福課 東 1階 TEL (23) 8917
ためして運動塾	期間中はお休み				
心の健幸相談室	10月31日(金) 11月14日(金)	13:30～16:30	大田原保健センター	カウンセリング	健康政策課 東 1階 TEL (23) 8704
まちなか保健室	10月25日(土) 13:00～17:00	トコトコ大田原 3階小会議室	健康・栄養相談		まちづくり推進課 B 2階 TEL (23) 1916

年金・国保



国民年金保険料の免除期間 や納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。
 そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。
 追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所へお願いします。

問 大田原年金事務所
 TEL (23) 6311
問 国保年金課 **A**1階
 TEL (23) 8928

国民健康保険の手続きについて

国民健康保険に加入の方へ
 10月1日からの国民健康保険被保険者証(保険証)を発送しました。

次のような場合は、国民健康保険の窓口へ届出が必要です。
 ▼社会保険に加入しているにも関わらず保険証が届いた方。
 ▼会社の健康保険を喪失した方。
 ▼保険証を使用している市外在住の学生が卒業(修了)したとき。

国民健康保険税を滞納する
 と:
 法律により、災害、その他特別な事情がなく、納期限から1年を経過しても未納がある場合は、保険証の交付が受けられません。

この場合、保険証に代えて「被保険者資格証明書」を交付します。この場合、医療機関での負担額は一旦全額自己負担となりますので、納期限を経過した国民健康保険税については、速やかに納付してください。

国民健康保険以外の健康保険に加入される方へ

就職などにより、社会保険

や共済組合といった国民健康保険以外の保険に加入した場合、本人とその扶養者は手元に保険証が届いていなくてもその資格を取得している場合があります。この期間に国民健康保険の保険証を使用した場合、本来使用できない保険証を使用したこととなりますので、市が負担した医療費を返還していただくこととなります。

国民健康保険に加入の方でも保険証が届かないときは、左記へご連絡ください。
問 国保年金課 **A**1階
 TEL (23) 8857



地価調査価格の閲覧

国土利用計画法に基づく平成26年地価調査価格(平成26年7月1日時点)は次の場所で閲覧できます。

- ・都市計画課 ・湯津上支所
- ・黒羽支所 ・大田原図書館
- ・黒羽図書館

※栃木県のホームページでも閲覧できます。

問 都市計画課 **B**2階
 TEL (23) 8711

A 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

栃木県北・原発事故損害賠償集団ADR説明会
子どもの未来のために、つなぐりませんか

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、県北地区住民が受けた被害や損害を東京電力が認めるよう、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続き(ADR)を通じて、慰謝料などの支払いを求めます。多くの人に申立人となってもらうため、栃木県北原発被災者弁護団による説明会を開催します。

●**日程**：
▼第3回
日時：10月4日(土)
午後2時～
場所：野崎研修センター
▼第4回
日時：10月19日(日)
午後6時30分～
場所：両郷地区公民館
▼第5回
日時：10月25日(土)
午後2時～
場所：金田北地区公民館

●**対象**：事故当時、県北地区(那須塩原市・大田原市・那須町)に住民票を有していた人または居住していた人
※その後、避難などで転出した人を含みます。

●**申立て用申込書**：各地区公民館や各図書館などに設置されています。また、説明会場でも配布します。

※詳細は説明会で説明予定。
※以後も、県北の各地域で説明会を開催する予定です。

問 栃木県北ADRを考える会
西川
TEL 090(7013)0330

米粉パン作りに参加しませんか？

くらしの会では食の安全・安心、米の消費拡大などを考えるため、米粉パン作り講習会を開催します。

●**日時**：11月11日(火)
午前9時～午後1時30分

●**場所**：大田原東地区公民館

●**参加条件**：大田原市民

●**募集人数**：30名(先着順)

●**持参品**：エプロン、三角巾

●**参加費**：200円(材料費)

●**申込方法**：10月20日(月)午前9時から左記へ電話で申し込み。

※定員になり次第締切。
●**申す生活環境課** **A1階**
TEL (23) 8832
●**問** ぐらしの会会長 菊池
TEL (22) 6194

10月は正しい犬の飼い方強調月間です



問生活環境課 **A1階** TEL(23)8832

犬を飼う場合は、守らなければならないことがあることを理解したうえで飼うようにしましょう。法律などで定められている主な点を簡略化し掲載しますので、必ず守るようお願いします。

■「狂犬病予防法」

- 生後91日以上犬を飼う場合は登録をし、鑑札をその犬に着けておかなければならない。
- 狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせ、注射済票をその犬に着けておかなければならない。
- ◆もらった犬だからと登録をしないで飼うことや、室内で飼っているから狂犬病予防注射をしないというのは違反です。

■「動物の愛護及び管理に関する法律」

- 動物の所有者は、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。
- ◆無駄吠えや、犬小屋付近が汚れていて臭いの苦情が来たときには、きちんと事情を聞いて、誠意をもって対応しましょう。この法律により人に迷惑をかける場合は改善するよう努める義務があります。
- 次の行為を行った者は200万円以下又は100万円以下の罰金が科せられます。
 - ・愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者
 - ・愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者
 - ・愛護動物を遺棄した者
- ◆子犬が産まれてしまって飼いきれないから公園などに子犬を置いてきたりする行為は愛護動物の遺棄で罰金の対象です。避妊手術を行うなど繁殖の制限に努めてください。

■「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」

- 常に犬のけい留をしておかなければならない。
- 犬を道路、公園その他公共の場所に連行する場合は、汚物処理用具を携帯し、汚物を処理すること。
- ◆散歩中、周囲に誰もいなかったからといって犬を放してしまうのは大変危険です。人に危害を加えないとしても、田畑を荒らすことや、糞尿の被害なども考えられます。また、犬が事故にあっったり、帰ってこなくなったりすることも考えられます。
- ◆犬専用のドッグランなど特定の施設以外で放す行為は絶対にやめてください。
- ◆散歩中に犬がフンをしたが、田んぼだったのでその場に埋める行為は土地の所有者にとって大変迷惑です。犬の散歩は必ずフンを持ち帰れる準備をして出かけてください。

このように、犬特定の法律などがあり、違反している場合は飼い主の責務が問われることになります。ご近所からも愛される飼い犬になれるように普段から心がけて飼うように努めてください。

